第３章　緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

1　消費者庁緊急対処事態対策本部の設置

⑴　政府に緊急対処事態対策本部が設置された場合には、大臣は、直ちに、大臣を長とする消費者庁緊急対処事態対策本部を設置する。

⑵　消費者庁緊急対処事態対策本部は、次の業務を行う。

・　緊急対処保護措置の実施に関する消費者庁内における総括及び総合調整

・　緊急対処事態対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整

・　緊急対処事態対策本部、関係省庁等から収集した情報の庁内関係各課等への提供

・　庁内関係各課等からの被災情報等に関する情報の取りまとめ

・　緊急対処保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的作成等、広報活動の総括

・　その他緊急対処保護措置の実施に関し必要な業務

⑶　消費者庁対策本部に関する規定（第１章第２節１⑶から⑸まで）は、消費者庁緊急対処事態対策本部の組織、庶務等について準用する。

2　緊急対処保護措置の実施等

○　緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、第１章及び第２章の定めに準じて適宜行うことにする。この場合、緊急対処事態において、国民保護法第183条において準用する同法第45条第１項の規定により緊急対処事態対策本部長から警報の通知を受けたときは、消費者庁緊急対処事態対策本部は、緊急対処事態対策本部長が決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、関係指定公共機関その他の関係機関及び所管施設等に通知及び伝達するものとする。また、警報の解除が行われたときも同様とする。

消費者庁防災業務計画の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、消費者庁防災業務計画を作成したので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成21年11月11日

消費者庁長官　内田　俊一

消費者庁防災業務計画

第１章　総則

（目的）

第１条　この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号。以下「基本法」という。）第36条第１項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）第６条第１項、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第６条第１項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第６条第１項の規定に基づき、消費者庁の所掌事務について、防災に関し採るべき措置の基本を定めるとともに、地域防災計画の作成のための基準を示すことを目的とする。

（定義）

第２条　この計画において、「災害」、「防災」、「防災基本計画」又は「地域防災計画」とは、それぞれ基本法第２条に規定する災害、防災、防災基本計画又は地域防災計画をいい、「地震防災」、「地震予知情報」又は「警戒宣言」とは、それぞれ地震法第２条に規定する地震防災、地震予知情報又は警戒宣言をいう。

2　この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　関係機関　基本法第２条第３号から第６号までに規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに都道府県をいう。

二　各課　消費者庁組織令（平成21年政令第215号）第４条に規定する各課をいう。

（実施の基本方針）

第３条　この計画を実施するに当たっては、関係機関の行う防災活動との間の緊密な連絡調整を図ることにより、防災活動の総合的な推進に寄与するよう努めるものとする。

第２章　防災体制の確立

（災害対策本部）

第４条　内閣府特命担当大臣（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第11条の２に規定する特命担当大臣をいう。以下「大臣」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況を勘案して特別の必要があると認めるときは、第14条に規定する地震災害警戒本部を設置する場合を除き、直ちに大臣を長とする消費者庁災害対策本部又はそれに準じる対策機関（以下この条において「消費者庁災害対策本部等」という。）を設けるものとする。

2　前項の消費者庁災害対策本部等の名称、組織、処理する事務の内容その他の必要な事項については、別に定めるところによる。

第５条　大臣が指揮がとれないときは、内閣府副大臣が消費者庁対策本部の長の職を代行するものとする。

2　内閣府副大臣がその職務を代行し得ないときは、内閣府大臣政務官、長官、次長、総務課長の順で指揮をとるものとする。

（連絡体制及び参集体制）

第６条　災害対策本部の構成員（あらかじめ定める代理となる者を含む。）は、携帯電話を携帯すること等により常時連絡が取れるようにするものとする。

2　前項の構成員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、即時に参集できるよう、平常時から、消費者庁への複数の交通手段を確認しておくものとする。

3　次長及び総務課長並びに参事官及び総務課員のうちから指定された者は、災害発生後即時に参集し、必要な情報収集及び連絡等を行うものとする。

（防災活動体制の整備）

第７条　長官は、この業務計画を的確かつ円滑に実施するため、職員に対する防災及び安全に関する知識の普及、通信手段の多様化を含む通信施設の充実、災害が発生した場合における情報の収集及び伝達機能の強化、非常参集体制の整備、庁舎管理体制の確立、庁内の連絡の確保、非常用発動機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄、避難地、避難路等の確認その他防災活動の整備に努めるものとする。

（防災訓練の実施）

第８条　長官は、関係機関と連携しながら、災害発生時の参集等の訓練、消費者庁対策本部を設置、運営するための訓練その他の消費者庁の防災に関し必要と認める訓練を適時に実施するものとする。その際、国民保護措置に関する訓練との有機的な連携に配慮するものとする。

第３章　災害応急対策及び災害復旧

（応急措置の実施）

第９条　各課は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その所掌事務に関し、関係機関と密接な関係を図りつつ、基本法、防災基本計画、業務計画その他関係法令等に基づき、災害の発生又は拡大の防止のための所要の応急措置を速やかに実施するものとする。

（物価の安定に関する措置）

第10条　取引・物価対策課は、自然災害又は原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関と密接な連携を図りつつ、生活関連物資等の需給・価格動向等災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

2　取引・物価対策課は、自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被災者等の生活の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等（食料、被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活との関連性が高い又は国民経済上重要な物資又は役務）の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、農林水産省、経済産業省等の関係省庁と連携して、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を行うものとする。

3　取引・物価対策課は、自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、当該被災地域において、生活関連物資等の供給が不足することにより、当該地域の住民の生活の安定が阻害され又は阻害されるおそれがあるときは、必要に応じ、農林水産省、経済産業省等の関係省庁と連携して、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に基づき、当該生活関連物資等の売渡し、輸送又は保管に関する指示を行うものとする。

（被災者に対する的確な情報提供等）

第11条　各課は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、次に掲げる措置を適切に行うものとする。

一　各課が講じている施策に関する情報を適切に被災住民等に提供すること。

二　必要に応じ関係機関等と協力して、速やかに、被災住民等からの問い合わせに総合的に対応すること。